

## 第2章 地震災害予防計画

### 第1節 総則

#### 第1項 防災協働社会の形成推進

一般対策編第2章第1節第1項「防災協働社会の形成推進」を準用する。

#### 第2項 災害に強いまちづくり

町及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

町及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

## 第2節 自発的な防災活動の促進

### 第1項 防災思想・防災知識の普及

一般対策編第2章第2節「防災思想・防災知識の普及」に定めるところによるものとするが、町の震災対策に関するものを次のように定め、その充実に向け検討、実施していくものとする。

#### 1 方針

地震災害を最小限に食い止めるため、町をはじめとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、日頃から地震災害について認識を深め、「自らの生命は自らが守る」、「みんなの地域はみんなで守る」という基本理念と正しい防災知識を深め、平素から地震災害に対する備えを心掛けることが必要であり、生活単位や学校、職場等に着眼し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。

また、町及び県は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、専門機関や専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な情報や各種データを分かりやすく発信する。

なお、その際には乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮するよう努める。

#### 2 震災時の行動マニュアルの作成・配布

町は、住民が地震発生直後から時間を追った具体的な行動マニュアルを作成し、住民に配布する。

#### 3 防災教育

##### (1) 住民教育

町、県、防災関係機関等は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備や地震体験車の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害時図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。

なお、普及啓発を図る基本的事項は次のとおりとする。

ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、各個人にとって最も重要なもの(常備薬、コンタクトレンズ、インシュリン、医療器具など)をまとめておくこと、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

イ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

ウ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

エ 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

オ 災害時の家族内の連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取決め等)について、あらかじめ決めておく

こと

カ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

キ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ク 地震保険への加入が、被災者自らの生活再建を円滑に進めるための有効な手段の一つとなること

また、防災知識の普及に当たっては、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。特に、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

さらに、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

(2) 児童生徒等に対する普及

町は県と協力して、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実及び消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

学校（園）等は、地震の発生に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施する。

(3) 職員に対する防災教育

町、県、防災関係機関等は、防災上必要な専門的知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもとより、一般職員等に対しても機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災事務又は業務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指導を行う。

ア 教育内容

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震に関する一般的・専門的知識</li> <li>2 現在講じられている地震対策</li> <li>3 今後取組むべき課題</li> <li>4 組織の防災体制</li> <li>5 職員のとるべき行動（事前、発生後、予知があった場合）</li> <li>6 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用法、応急手当等）</li> </ol> |
|--|

(4) 企業防災の推進

町及び県は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(5) 防災訓練への積極的参加

町、県、防災関係機関等は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、住民、自主防災組織、企業等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要に応じ指導、協力する。

(6) 「岐阜県地震防災の日」における防災対策の点検

岐阜県地震防災対策推進条例では、濃尾大震災（明治24年10月28日発生）が発生した10月28日を「岐阜

県地震防災の日」と定められており、町は、防災体制、個々の職員の防災活動体制等の地震防災対策の取組の状況を点検するとともに、防災意識の向上を図るため、個人、家庭、学校、職場それぞれで防災点検を行うなど啓発活動の実施を促進する。

また、住民、事業者、団体、機関等は、それぞれ毎月1回、「県防災点検の日」に防災に関する点検を行い、突然の被害に備えるものとする。

## 第2項 防災訓練計画

一般対策編第2章第2節第2項「防災訓練計画」を準用する。

## 第3項 自主防災組織の育成と強化

一般対策編第2章第7節第3項「自主防災組織の育成と強化」を準用する。

## 第4項 ボランティア活動の環境整備計画

一般対策編第2章第13節「ボランティア活動の環境整備計画」を準用する。

## 第3節 迅速かつ円滑な地震災害対策への備え（危機管理）

### 第1項 防災体制の確立

#### 1 計画の方針

前ぶれなく不意に発生し、被害が同時かつ広域的に多発する地震に対して、即座に対応し得る体制の構築を図る。

#### 2 町における防災組織

町における防災組織は、次のとおりである。

##### (1) 御嵩町防災会議

御嵩町防災会議は、一般対策編第1章第2節「御嵩町防災会議」に定めるとおりとする。

##### (2) 御嵩町災害対策本部

町本部の組織及びその事務分掌は、一般対策編第1章第6節「災害対策本部の組織」に定めるとおりとし、地震発生時の活動体制については、本編第3章第1節第1項「防災活動体制の整備」に定めるとおりとする。

##### (3) 自主防災組織

町における自主防災組織の整備、育成、マニュアルの作成等に関する計画は、一般対策編第2章第7節第3項「自主防災組織の育成と強化」に定めるとおりとする。

#### 3 防災拠点施設等の整備

##### (1) 防災拠点施設の整備

町は、災害対策本部となる役場庁舎が耐震基準を満たしていないことから、大規模地震発生後も特定の機能が維持できる役場新庁舎を整備するとともに、次の施設についても整備を図るものとする。

ア 災害時に消防団や自主防災組織等の活動拠点となる防災拠点施設

イ 多数の住民が避難できる拠点避難地

なお、大規模災害時においては、役場新庁舎が災害対策の拠点となることから、役場新庁舎の来庁者用駐車場は、消防車等の緊急通行車両や災害応急対策関係車両等の駐車場や活動拠点スペースとして利活用できるよう整備を図るものとする。

また、大規模災害時においては、住民がこれらの施設へ避難するため、避難経路を整備するとともに、緊急通行車両等の侵入道路の整備も行うものとする。

##### (2) 道路等の整備

町本部、物資の一時集積場所となる御嵩町防災コミュニティセンター、ヘリポート、指定避難所等防災上重要な拠点となる施設を結ぶ道路の整備を図るとともに、不特定多数の者が利用する橋梁のほか、歩道橋等の交通安全施設についても、耐震基準を満たさないものは、緊急性や必要性等を考慮の上、順次耐震改修を図るものとする。

## 第2項 広域応援体制の整備

一般対策編第2章第14節「広域応援体制の整備」を準用する。

## 第3項 防災通信設備等の整備計画

一般対策編第2章第9節「防災通信設備等の整備計画」を準用する。

## 第4項 医療・救護体制の整備

一般対策編第2章第15節「医療・救護体制の整備」を準用する。

## 第5項 緊急輸送網の整備

### 1 計画の方針

大規模震災時には、道路・橋梁等の損壊、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多いため、災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた耐震化対策を進める。

### 2 緊急輸送道路の指定

県は、緊急輸送道路を、次のとおり指定している。

(1) 緊急輸送道路は、地震発生後の緊急輸送の確保の観点から広域的な役割を果たすもの、地区内の災害応急対策の輸送を果たすもの等その役割から次のとおり区分してネットワークを構築する。

ア 第1次緊急輸送道路…県庁所在地及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

イ 第2次緊急輸送道路…第1次緊急輸送道路と知事が指定する※地域防災拠点と相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

ウ 第3次緊急輸送道路…第1次・第2次緊急輸送道路と知事が指定する※地区防災拠点を相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

※地域防災拠点：次のうち知事が指定するもの

- ・市町村役場 ・市町村役場支所 ・県土木事務所 ・指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
- ・自衛隊の庁舎、事務所 ・緊急物資の備蓄地点 ・広域救護病院
- ・一時集積配分拠点施設、臨時緊急ヘリポート ・その他知事が指定するもの

※地区防災拠点：次のうち知事が指定するもの

- ・広域避難地

### 3 町における措置

町における県指定緊急輸送道路は、次のとおりである。

町は、その他にも県指定緊急輸送道路と接続し、町で定めた防災拠点のほか、指定避難所、医療施設等をネットワークできる形で、速やかに道路の啓開を図れるように業者との連携等、体制の整備に努める。

#### 町内の県指定緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路	国道21号（土岐一井尻）、21号バイパス、東海環状自動車道
第2次緊急輸送道路	国道21号（井尻一上恵土）、主要地方道多治見白川線、一般県道多治見八百津線、町道御嵩45号線

### 4 道路被害状況の迅速把握

町及び県は、地震災害発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づき応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。



## 5 防災拠点の指定

県は、次の区分により防災拠点を指定している。

第1次拠点	県庁舎、地方生活圏中心都市庁舎
第2次拠点	市町村庁舎、県出先機関、警察署、消防本部、自衛隊、国土交通省関係事務所、 その他省庁、ヘリポート、道の駅、災害医療拠点、物流拠点、広域防災拠点、 河川防災ステーション、S A・P A等
第3次拠点	広域避難地

## 6 一時集積配分拠点施設の設置

町は、地震による災害が発生した場合において、被災地の物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するために、御嵩町防災コミュニティセンターに一時集積配分拠点施設を確保するものとする。

## 7 緊急通行車両の周知・普及

町及び県は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

## 8 沿道建築物等の耐震化

緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して重点的に実施する。

# 第6項 地震防災訓練計画

一般対策編第2章第2節第2項「防災訓練計画」を準用する。

## 第4節 民生安定のための備え

### 第1項 避難対策

#### 1 計画の方針

大規模地震発生時には、崖崩れの危険地域や火災の延焼などの二次災害のおそれのある区域の住民等は、速やかに危険な場所から避難することが何よりも大切であり、安全、迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも、量的にも整備された指定避難所を確保しておくことが必要であるため、避難路の安全を確保し、避難誘導體制を整備するとともに、指定避難所における良好な生活環境の確保に努める。

#### 2 避難計画の策定

町における指定緊急避難場所又は指定避難所は、一般対策編第2章第10節「避難対策」に定めるとおりである。

町は、地震災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう避難計画を策定し、住民、指定避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底する。

##### 《計画の内容》

- (1) 避難の指示を行う基準
- (2) 避難の指示の伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所又は指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (4) 避難方法、指定緊急避難場所又は指定避難所への経路、誘導方法、誘導責任者等
- (5) 指定避難所等の整備に関する事項
  - ア 収容施設
  - イ 給水施設
  - ウ 情報伝達施設
- (6) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

#### 3 行政区域を越えた広域避難の調整

町は、県の協力を得て、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

- (1) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難及び受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努める。
- (2) 被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。
- (3) 町は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

#### 4 指定避難所

##### (1) 指定避難所の指定

町は、住家の倒壊等により生活の本拠を失ったとき又は避難が長時間に及び宿泊を要するときの施設としてあらかじめ指定避難所を確保・指定し、住民に周知する。また、災害時における指定避難所の開設状

況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。指定避難所の選定にあたっては、二次災害などのおそれがないこと、立地条件や建物の構造等を考慮し安全性が十分確保されていること、主要道路等との緊急搬出入用災害アクセスが確保されていることなど、環境衛生上問題のないことなどを確認しておく。

また、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備を図るほか、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した施設を整備する。また、空調、洋式トイレ等の整備や、社会福祉施設等を指定避難所として指定するなど要配慮者に配慮した福祉避難所の確保、宿泊施設を指定避難所として借り上げるなど、多様な機能を備えた指定避難所の確保について検討するとともに、指定避難所が使用不能となった場合や感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮した上で、民間施設等で受入れ可能な施設を検討しておく。

加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとし、県は積極的にその協力・支援を行う。

町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

さらに、住民の生活を維持するために必要な物資等の供給を持続的に行うことができるよう防災拠点との連携方策や指定避難所において安定したエネルギーの確保のための再生可能エネルギー技術（太陽光発電、燃料電池、蓄電池等）の導入及び活用について検討する。

## (2) 指定避難所の施設設備の整備

町は、次のうち出来るものから順次整備を図るものとする。

ア 指定避難所開設に必要な施設設備…貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、テレビ、ラジオ等、通信機器（非常緊急通話用電話、衛星携帯電話等）、非常用燃料、非常用電源（発電機、太陽光発電施設）

イ 指定避難所生活の環境を良好に保つための設備…換気、照明等

ウ 要配慮者への配慮…スロープ、障がい者用トイレ、文字を表示できるラジオ等

## (3) 指定避難所運営マニュアルの策定

町、自主防災組織、施設管理者の協議により、予定される指定避難所ごとに、事前に指定避難所運営マニュアルを策定する。

避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう務める。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

《指定避難所運営マニュアルの内容》

- (1) 指定避難所開設・管理責任者
- (2) 避難者の自治組織（代表者、意思決定手続等）に係る事項
- (3) 指定避難所生活の基本的ルール
  - ア 居住区画の設定・配分
  - イ 共同生活上のルール（トイレ・ゴミ処理等）
  - ウ プライバシーの保護等
- (4) 避難状況の確認方法
- (5) 避難者に対する情報伝達、避難者からの要望等の集約
- (6) その他指定避難所生活に必要な事項
- (7) 平常体制復帰のための対策

(4) 指定避難所開設状況の伝達

町は、指定避難所が開設されていることを住民に伝達する手法について、あらかじめ定めておくものとする。

(5) その他事前計画の検討

各指定避難所に、要配慮者を優先すべきスペースを想定することや各学校等においては迅速な授業体制の復旧のため児童・生徒が専用で使用し一般の避難者を立入禁止とするスペースをあらかじめ定めるなど、指定避難所開設時に必要な対策を検討する。

## 5 指定緊急避難場所

町は、指定避難所へ避難する前に組織的避難が円滑に行えるように自主防災組織、自治会ごとに一時的に集合して待機する場所として指定緊急避難場所をあらかじめ確保・指定し、住民に周知する。

《指定緊急避難場所の選定基準》

- (1) 災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に該当指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。
- (2) 異常な現象（洪水、がけ崩れ、土石流、地すべり、大規模な火事等）による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。
- (3) 指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、このうち、洪水、津波等については、その水位よりも避難上有効なスペースなどがあること。

## 6 避難道路の指定

町は、市街地の状況に応じ、住民の理解と協力を得て、避難道路を指定し、住民に周知する。

### 《避難道路の選定基準》

- (1) おおむね8メートル以上の幅員とする。
- (2) 相互に交差しないものとする。
- (3) 道路沿いには、火災、爆発等の危険の大きな工場等がないよう配慮する。
- (4) アーケードのない道路とし、窓ガラス、看板等の落下物も考慮する。
- (5) 地盤が比較的強固で、浸水等の危険のない道路であること。
- (6) 自動車の交通量がなるべく少ないこと。
- (7) 複数の道路を選定するなど周辺地域の状況を勘案して行う。

## 7 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、消防団等の防災関係機関、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握、共有及び避難支援計画の策定等、避難行動要支援者の避難誘導體制を整備する。

## 8 避難に関する広報

町及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所、指定避難所、災害危険地域等を明示した防災マップやハザードマップ、広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施する。併せて、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努めるものとする。

## 9 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生することから、町及び県は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

## 10 避難所等におけるホームレスの受入れ

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

## 11 避難情報の把握

町及び県は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努める。

## 12 広域避難

国、県及び町は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、平常時から広域避難の実施に係る検討、他市町村や事業者等との協定締結、住民への周知に努める。

### (1) 町の役割

町は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の実態に照らし、住民等の生命又は身

体を災害から保護するため、他の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、その住民等の受入について、県内の他の市町村に協議する。なお、他の都道府県の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、県に対し、他の都道府県と協議するよう求める。

町は、指定避難所を指定する際に合わせて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

#### (2) 県の役割

県は、町から協議の要求があったときは、他の都道府県と協議を行うものとする。また、町からの求めにより、協議の相手方その他広域避難に関する事項について助言するものとする。

県は、災害が発生するおそれがある地域の住民等を災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、運送を要請するものとする。なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、当該機関に対し、運送を行うべきことを指示するものとする。

#### (3) 国の役割

国は、都道府県から要請があった場合、協議の相手方その他都道府県外広域避難に関する事項又は広域避難に関する事項について助言するものとする。

### 13 感染症の自宅療養者等の避難

町は、県との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

## 第2項 災害対策物資備蓄等の計画

一般対策編第2章第8節「災害対策物資備蓄等の計画」を準用する。

## 第3項 防災資機材の確保対策

一般対策編第2章第8節「災害対策物資備蓄等の計画」を準用する。

## 第4項 防疫対策

一般対策編第2章第16節「防疫対策」を準用する。

## 第5項 要配慮者対策

一般対策編第2章第12節「要配慮者対策」を準用する。

## 第6項 応急住宅対策

### 1 計画の方針

大規模地震により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を収容するための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する。

### 2 供給体制の整備

町及び県は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

### 3 民間賃貸住宅の借上げ体制の確立

町及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。



## 第7項 孤立地域防止対策

### 1 計画の方針

町域の大部分は山地で占められており、その中を河川が深い谷を刻みながら流れ、所々に盆地を形成、山間地には小集落が点在している。こうした地勢は、孤立地域の発生を余儀なくさせることから、通信手段の確保、道路網の整備等の防止対策を推進する。

### 2 通信手段の確保

通信手段については、一般対策編第2章第9節「防災通信設備等の整備計画」に定めるところによる。

町及び県は、災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。

### 3 孤立地域の発生に備えた道路ネットワーク等の確保

町及び県は、道路整備等による孤立地域対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。

### 4 孤立予想地域の実態把握

町及び県は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握するとともに、周辺道路を含めた地図を付してデータベース化する。

### 5 備蓄

備蓄については、一般対策編第2章第8節「災害対策物資備蓄等の計画」に定めるところによる。

町は、孤立地域内での生活が維持できるように、各自の食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

県は、孤立地域を支援するために必要となる資材（発電機等）をパッケージ化して備蓄するものとする。

### 6 別荘利用者等の孤立情報の把握、集約

県は、別荘利用者等の把握を速やかに行うため、別荘利用者等に関する孤立情報の連絡体制を確立し、町へ周知するものとする。

### 7 その他

町は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立地域対策指針により、その他の対策を実施するものとする。

## 第5節 地震に強いまちづくり

### 第1項 まちの不燃化・耐震化

#### 1 計画の方針

阪神・淡路大震災では、木造家屋のみならず比較的安全とされていた堅牢建築物までもが倒壊し、また、地震に伴い二次災害としての延焼火災も各地で発生した。

このため、建築物の耐震化・不燃化の推進、都市公園の整備等による防災空間の確保、市街地の開発等による密集市街地の整備等を推進することが必要であり、災害廃棄物の発生を抑制する意味でも、想定を超える災害が発生した場合、生命の安全の確保を第一としつつ被害を一定のレベルに食い止められるような「地震に強いまちづくり」を目指す。

#### 2 防災上重要な建築物の耐震性確保の推進

町は、災害時に応急対策活動の拠点となる町有施設の耐震性を確保するため、次の施設の耐震工法及び耐震補強等の耐震化を推進する。

《応急対策活動拠点》	
●災害対策本部設置場所及び代替場所	→ 一般対策編第3章第1節第1項に定める施設
●物資の一時集積場所	→ 一般対策編第2章第8節第5項に定める施設
●ヘリポート	→ 一般対策編第2章第11節第3項に定める施設
●避難行動要支援者用避難区画施設	→ 一般対策編第2章第10節に定める施設
●指定避難所	→ 一般対策編第2章第10節に定める施設

#### 3 建築物の防災対策

町は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく、町の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「御嵩町耐震改修促進計画」という。）に基づき、計画的な耐震化を促進していくこととする。

##### (1) 防災上重要な建築物の耐震性確保

町及び公共的施設管理者は、県有施設の耐震化に準じ、耐震診断及び耐震補強工事を推進するものとする。

##### (2) 一般建築物の耐震性強化

町及び県は、建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性の強化を図るものとする。

##### ア 建築基準法に基づく建築物等の規制による推進

建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法に適合するよう、中濃建築事務所との連携による岐阜県建築行政マネジメント計画の推進を行う。

##### イ 耐震化に関する啓発及び住民相談の実施

町及び県は、耐震化の必要性と具体的な耐震補強について、木造住宅の危険度を評価できるウェブサイトを紹介や、耐震工法等の資料の配布、説明会等の開催により啓発に努める。

また、建築相談窓口を開設し、住民からの建築物の耐震化に関する相談に応じ、耐震診断及び耐震補強に関する技術指導を実施する。

ウ 建築士事務所協会等の協力

建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築士事務所協会等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。

エ 広報の実施

学校、医療機関、観光施設等多数の住民が集合する建築物においては、落下物の防止を含む耐震性の確保について指導、広報を行う。

オ 建築物等耐震化促進事業費補助の実施

「建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱」により、建築物の耐震診断、耐震補強工事を、要綱に定める要件及び方法を満たした場合、経費の一部を国、県及び町が負担する。

(3) 被災した建築物・宅地の危険度判定体制の整備

町及び県は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアル（震前対策編）に基づき平常時から事前に準備しておくよう努める。

ア 危険度判定活動の普及啓発

町は県と協力し判定士の養成に努め、危険度判定活動の普及啓発を行うものとする。

イ 震前判定計画、震前支援計画の作成

町は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、県が作成する「震前判定計画」を参考に、予め震前判定計画を作成する。

ウ 研修機会の拡充

町及び県は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、予め判定士を対象とした判定訓練を実施し、判定技術の向上を図る。

エ その他の安全対策

町、県及び建築物の所有者等は、窓ガラス及び看板等の落下対策、ブロック塀（石塀を含む）の倒壊防止対策、天井の脱落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等、建築物に関連する安全対策を講ずる。特に倒壊の危険のあるブロック塀の除却を進めていくものとする。

#### 4 ブロック塀（石塀を含む）の倒壊防止対策

- (1) 住民に対し、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についての知識普及を図る。
- (2) ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の順守を指導する。
- (3) ブロック塀を設置している住民に対して、日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。

#### 5 道路、河川施設等の防災対策

(1) 道路の整備

地震発生時における道路機能を確保するため、町道について、のり面等危険箇所調査により対策工事の必要箇所を指定し、整備を図る。

(2) 橋梁の整備

地震発生時における橋梁の確保のため、各管理橋梁について、補修等対策が必要なものの調査を行い、順次対策工法等を定め、改修に努める。

(3) 河川等の整備

河川管理者及び町は、次のとおり、安全と利用の両面から河川施設の整備を推進する。

## ア 河川管理施設の安全性の確保

地震災害時における樋門、排水機等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所を指定し、整備を図る。

## イ 河川空間の整備

河川の防災・避難空間としての機能を踏まえ、地震災害時の防災・避難場所としての一時的活用を図る。また、高水敷を利用した緊急河川敷通路の検討・整備を図る。

## ウ 消防水利の強化

河川水利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤防や河岸から水辺へのアプローチの改善を図る。また、水道管等の被災による消防水利の不足に備えるため、用水路、ため池等の活用を図る。

## エ 河川管理施設等の整備拡充

万一の災害及び決壊の事態が生じた場合、人家や公共施設に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、緊急時に備えて、管理施設（観測施設）等の整備拡充を図る。

## 6 都市の防災対策

## (1) 都市防災の推進

町は、市街地における地震災害を防止、軽減する観点から土地利用の規制・誘導、避難場所、避難路等の整備及び建築物の不燃化等による市街地の整備の施策を総合的に展開する。

## ア 都市防災の目標

町の災害特性を踏まえ、市街地における構造的強化を図り、災害による被害を防止、軽減するまちづくりを促進する。

## イ 都市防災の基本方針

- (ア) 災害の危険性を軽減するまちづくり
- (イ) 災害を防御し、安全な避難を可能とするまちづくり
- (ウ) 安全で快適な環境の創造

## ウ 土地利用の規制・誘導の方針

災害に強いまちづくりを目指し、災害危険を軽減する都市空間を形成するため、基盤施設整備の促進によるオープンスペースの確保、大規模跡地の防災的利用、防災上重要な農地、緑地の保全・整備等の総合的、計画的な土地利用施策を推進する。

## エ 防災基盤施設の整備方針

大規模地震時における市街地大火災等の災害の発生や拡大を軽減し、災害発生時の避難を可能とするため、指定緊急避難場所又は指定避難所、避難路、防災緑地の整備を推進する。

## オ 実現化の方針

地震被害想定結果等から危険性の高い地域は早期整備を進めるものとし、特に、火災による延焼の危険性が高い地域から優先的に指定緊急避難場所又は指定避難所、避難路等の整備、建築物の不燃化の促進等を図る。

## (2) 空家等の状況の確認

町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

## 第2項 火災防止対策

一般対策編第2章第5節第1項「火災予防計画」を準用する。

## 第3項 危険物等の災害予防対策

一般対策編第2章第5節第3項「危険物等保安対策」を準用する。

## 第4項 地盤の液状化対策

### 1 計画の方針

県平野部（特に沖積層が厚く堆積したところ）の地盤は軟弱であることを踏まえ、県を震源とした地震はもとより、周辺県、さらに遠隔地で発生した地震においても、それが長周期地震動を伴い、揺れの時間が長いほど地盤の液状化現象の発生が考えられる。そこで、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある個所を始めとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、適切な予防措置及び迅速な安全点検を講ずる。

### 2 液状化危険度に関する意識啓発

町及び県は、現在ある液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過など把握をすすめ、一般住宅の液状化対策工法の周知など、より具体的な液状化危険度に関する意識啓発を行う。

### 3 液状化危険度調査の見直し

町及び県は、揺れの時間の長さを考慮した、精度の高い液状化危険度マップを作成し、平素から液状化危険度を把握するとともに、住民に対する危険度の周知に努める。

### 4 堤防の液状化対策

強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には地盤の液状化による堤防の沈下が懸念される。河川管理者は、水害等の複合災害を防ぐため、堤防の耐震点検及び液状化対策等を適切かつ優先的に行う。

### 5 ライフライン施設等の液状化対策

町及び県は、ライフライン施設に関して、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、マンホールの浮き上がり防止など液状化が発生した場合でも施設等の被害を防止する対策を実施する。

## 第5項 災害危険区域の防災事業の推進

### 1 計画の方針

町有面積の約3割は山地であり、がけ崩れ、山崩れ、地すべり、さらには、亜炭鉱の坑道が空洞のまま残された多くの箇所において、地表沈下や陥没が現在も続いている。これらの地震発生時に災害の危険性のある区域をいくつかかかえているとともに、道路の地割れ、陥没、堤防の損傷等が発生するおそれがある。また、大規模な地震が発生した場合、これらの被害により、一瞬にして多くの人命を失い、また広範囲に人命が危険にさらされるおそれがあり、防災事業の推進が必要である。

このため町は、国、県とともに災害危険区域を把握し、関係機関及び住民に周知徹底するとともに、緊急度の高い区域から防災事業の推進及び指導を図る。

### 2 土地利用の適正誘導

町及び県は、地盤災害の予防対策として、土地基本法（平成元年法律第84号）の基本理念を踏まえ、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法（昭和43年法律第100号）をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への規制・誘導を図る。同時に、地盤地質をはじめ自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤災害の予防を検討する必要がある。

この他地盤災害の発生すると思われる地域の人々へは、防災カルテや防災マップ等により正しい知識の普及に努め、周知徹底を図る必要がある。

### 3 宅地造成の規制誘導

町及び県は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）や都市計画法の開発許可制度によって一定規模以上の宅地造成を許可制度とし、擁壁の技術基準など、宅地の安全確保を図るため規制誘導策を進める。

### 4 土砂災害防止事業

国、県及び町は、土砂災害警戒区域等の把握を行い、法令に基づき砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等を指定し、有害行為等の規制等を行うとともに、次により土砂災害防止事業の推進及び警戒避難に資する情報提供を図るものとする。

また、土砂災害警戒区域及び非常時の避難場所を記載した土砂災害危険区域図（ハザードマップ）を作成・配布するとともに、土砂災害警戒区域表示看板を設置し、地域住民に対し周知を実施する。

### 5 治山事業

国及び県は、山腹崩壊地及び危険地、荒廃溪流及び荒廃のきざしのある溪流等について、復旧治山事業及び予防治山事業の推進を図る。また、森林機能の低下している森林については、保安林整備事業等によって森林の造成を推進するものとする。

### 6 老朽ため池の整備（ダム）

町及び県は、ため池のうち設置年次が古いこと等によりダム及びその施設が老朽化し、ダム決壊により下流域に洪水の発生のおそれのあるものについて、緊張度の高いものから順次堤体断面の補強、余水吐断面の拡大及び取水施設の整備を図るものとする。

県及び町は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池につい

て、ハザードマップの作成・周知を図る。

## 7 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

町、県及びその他の関係機関は、傾斜地において土地造成が行われる場合は、土砂崩れ、擁壁の崩壊等の危険が予想されるため、土地造成業者に対し安全を図るよう指導する。

また、既存の土地造成地であって、崩壊等の危険のある土止め施設等については、その危険を周知し、防災対策を確立するよう指導するものとする。

更に土砂災害のおそれのある区域について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、県は町の意見を聴いて、災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特別警戒区域については、新たな住宅等の立地抑制を図り、町は警戒区域ごとに土砂災害に係る情報伝達及び警戒避難体制の整備を図り、土砂災害から地域住民の生命を守るよう努めるものとする。

土砂災害警戒区域の指定がなされた区域内では、県は、土砂災害警戒区域に関する資料を関係市町村に提供し、県は、町地域防災計画において土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進を図られるよう支援する。

## 8 液状化対策

町は、県の提供する被害想定により作成した地盤の地震動及び液状化判定図等の住民への周知、自然災害回避（アボイド）行政による情報の提供を支援及び、地震動を含め、建築物の液状化対策に関する知識の普及を支援する。なお、県は地震動及び液状化による建築物被害が想定される区域の建築については、安全上有効と考えられる対策を講ずるよう指導する。

町は、その結果を防災カルテや防災マップ等により、住民等に周知徹底を図っていく。

## 9 亜炭鉱廃坑の防災対策事業

国は、町及び県の要望を受け、令和2年度「旧鉱物採掘区域防災対策費補助金（南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業）」（令和2年度補正予算）を公募し、岐阜県が採択された。

南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業は、南海トラフ巨大が発生した場合に大きな揺れが予想される旧亜炭採掘区域において、地盤のぜい弱性に関する調査を行う事業及び、調査結果により、震度6弱の地震により直ちに陥没するような地盤のぜい弱性が極めて高いことを確認し、当該確認された地点について、旧亜炭採掘跡に係る防災工事を行う事業である。

町及び県は、連携して南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業の補助金を活用し、地盤ぜい弱性調査や防災工事を推進するものとする。

また、令和7年度以降も防災対策事業を継続できるよう国に対して要望していくものとする。



## 第6項 ライフライン施設対策

一般対策編第2章第17節「ライフライン施設対策」を準用する。

## 第6節 文教関係の予防計画

### 第1項 文教対策

一般対策編第2章第6節第1項「文教対策」を準用する。

### 第2項 文化財保護対策

一般対策編第2章第6節第2項「文化財保護対策」を準用する。

## 第7節 行政機関の業務継続体制の整備

一般対策編第2章第18節「行政機関の業務継続体制の整備」を準用する。

## 第8節 企業防災の促進

一般対策編第2章第19節「企業防災の推進」を準用する。

## 第9節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

### 1 計画の方針

社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等の整備を重点的に行う。

### 2 地震防災緊急事業の推進

町は、県が作成する地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）による地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、特に緊急を要する施設等の整備を重点的に行うものとする。

## 第10節 大規模停電対策

### 1 方針

大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

### 2 実施責任者

県

町

防災関係機関

事業者

### 3 実施内容

#### (1) 連携の強化

県及び防災関係機関は、平時から会議等を開催し、情報共有を行うなど停電の早期復旧に向けた連携体制の強化を図る。

#### (2) 事前防止対策

県、町及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊等による道路の通行止めや停電等ライフラインの途絶が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施する。

#### (3) 代替電源の確保

県、町及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築する。

県及び町は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図る。

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リストを更新するものとする。